

## 4 時間外勤務の縮減

子どもを健やかに生み育てるためには、家庭で過ごす時間を増やし、子どもと接する機会を数多く持つことが必要です。

また、子育て期にある職員のみならず、職員一人ひとりが健康で豊かな生活のための時間を確保できるよう、時間外勤務の縮減について高い意識を持つことも必要です。

そこで、次の各取組の実施を通じて、時間外勤務の縮減と健康管理対策を行っていきます。

### 【事業主としての取組】

#### ☆ 子育ての時間を確保するために

育児責任を有する職員の時間外勤務や深夜勤務の制限などについての周知を徹底することにより、職員が子育てに必要な時間を確保できるよう支援します。

#### ☆ 時間外勤務縮減に対する意識の徹底のために

時間外勤務の適正執行に関する情報の庁内ホームページへの掲載や、職員の業務をマネジメントする立場の管理職員に対する研修実施などにより、職場全体での時間外勤務縮減の意識啓発を徹底します。

#### ☆ 日常の仕事に関して、より効率化を図るために

定時退庁日の設定に合わせて計画的、効率的な業務遂行を呼びかけるとともに、業務効率化の事例を紹介するなどにより、更なる業務の効率化を実現します。

### 【具体的な取組例】

- ・ 庁内ホームページ等における制度の周知
- ・ 管理職員に対する時間外勤務の適正執行に係る研修の実施
- ・ 時間外勤務の適正執行に寄与する資料等の庁内ホームページ掲載
- ・ PC のログイン・オフ時間の記録等による勤務時間管理手法の整備
- ・ 通知や庁内ホームページによるメリハリデー等の周知徹底
- ・ 庁内ホームページや研修等による業務効率化の事例紹介

### 【職場の心がけ】

#### ○ 所属長

- ・ 日頃から職場における時間外勤務の執行状況や職員の健康状態を適切に把握したうえで、業務運営の見直し、明確かつ的確な指示を行うなどにより時間外勤務の縮減に努めましょう。
- ・ 「ノー残業デー※<sup>10</sup>」「メリハリデー※<sup>11</sup>」などの取組を活用し、定時退庁の意識づけをしましょう。

#### ○ 職員

- ・ コスト意識や時間を有効に活用する意識を常に持ち、事務の簡略化やマニュアル化などの取組により時間外勤務の縮減に努めましょう。
- ・ 計画的に業務を遂行して定時に退庁するという「ノー残業デー」や「メリハリデー」の趣旨を理解し、業務を遂行しましょう。

#### 用語解説

※<sup>10</sup> ノー残業デー

業務上やむを得ない場合を除き、原則毎週水曜日に定時退庁に努める取組

※<sup>11</sup> メリハリデー

毎月職場ごとにノー残業デーを徹底する日を定め、定時退庁に努める取組